

専門分科会等の開催状況等について

| | | |
|-----|--------------------------------------|---|
| 1 | 民生委員審査専門分科会 | 1 |
| | ◆熊本県民生委員定数条例の一部を改正する条例 の制定について（案） | 2 |
| 2 | 児童福祉専門分科会 | 3 |
| 2-1 | 児童福祉専門分科会 審査部会 | 4 |
| 2-2 | 児童福祉専門分科会 保育部会 | 5 |
| 3 | 高齢者福祉専門分科会 保健福祉推進部会 | 6 |
| 4 | 身体障害者福祉専門分科会 審査部会 | 7 |

平成31年2月

熊本県健康福祉部

1 民生委員審査専門分科会

(1) 概要

① 目的

民生委員の適否の審査に関する事項の調査審議

② 直近の委員構成

委員数 6人

(2) 活動状況

いずれも事務局審査を行った。

| 平成30年度 回数 | 審査年月日 | 審査内容 | |
|------------------------------|---------------|----------|--------|
| | | 地区担当民生委員 | 主任児童委員 |
| 第1回 | 平成30年4月23日 | 3人 | — |
| 第2回 | 平成30年5月22日 | 7人 | — |
| 第3回 | 平成30年6月22日 | 4人 | — |
| 第4回 | 平成30年7月23日 | 8人 | — |
| 第5回 | 平成30年8月22日 | 3人 | 1人 |
| 第6回 | 平成30年9月21日 | 4人 | 1人 |
| 第7回 | 平成30年10月22日 | 3人 | — |
| 第8回 | 平成30年11月21日 | 4人 | — |
| 第9回 | 平成30年12月21日 | 6人 | — |
| 第10回 | 平成31年1月23日 | 2人 | — |
| 第11回(予定) | 平成31年2月下旬(予定) | 未定 | 未定 |
| 第12回(予定) | 平成31年3月下旬(予定) | 未定 | 未定 |
| 審査人数(計) (H31.1.23時点) | | 44人 | 2人 |
| 審査結果が「適当」の人数(計) (H31.1.23時点) | | 44人 | 2人 |

(3) 議論、検討等を行った事項の概要

| 調査審議項目 | 概要 |
|----------------|---|
| 民生委員の適否の 審査 | 市町村民生委員推薦会から推薦があった者について、県が厚生労働大臣に推薦するにあたり、その適否について当分科会において審査を行うが、事務の迅速化を図るため、個人調書の内容に疑義がないと判断される場合には事務局審査を行うこととしている。(平成25年9月13日分科会決定事項) いずれの対象者についても疑義がないと判断されたため、事務局にて審査を行った。(事務局審査後に分科会委員へ書面報告。) |

熊本県民生委員定数条例の一部を改正する条例の制定について（案）

1 背景

民生委員法第4条の規定により、民生委員（児童福祉法第16条第2項の規定により児童委員に充てられたものとされる。）の定数については、都道府県の条例で定めることとなっており、熊本県では市町村ごと（※熊本市を除く。）に民生委員の定数を条例で定めている。

また、民生委員法第10条の規定により民生委員の任期は3年とされており、平成31年11月30日をもって現行の民生委員の任期が満了となるため、全国一律に民生委員の一斉改選を行うこととなる。

熊本県では、一斉改選の機会に併せて民生委員の定数を見直すこととしている。

※ 熊本市（政令指定都市）における民生委員の定数については、民生委員法第29条の規定に基づき、同市の条例で定めることとされている。

2 民生委員の定数の定め方について

厚生労働大臣の定める基準を十分に参酌した上で、市町村長の意見を聴き、地域の実情に応じて民生委員の定数を定めることとされている。

3 民生委員の定数の変更について

2に従い、市町村ごとの世帯数、面積等を総合的に勘案し、住民に対するサービスが適切に行われるよう、地域の実情を踏まえて判断した結果、8市町村について、民生委員の定数を平成31年12月1日から次のとおり変更する予定である。

（※条例案を熊本県議会平成31年2月定例会に提案予定。）

| 区域 | 現行定数（人） | 変更後定数（人） | 増減 |
|---------|---------|----------|----|
| 八代市 | 325 | 327 | +2 |
| 水俣市 | 77 | 78 | +1 |
| 山鹿市 | 151 | 153 | +2 |
| 玉名郡長洲町 | 37 | 36 | △1 |
| 菊池郡大津町 | 57 | 59 | +2 |
| 菊池郡菊陽町 | 64 | 67 | +3 |
| 阿蘇郡南阿蘇村 | 33 | 34 | +1 |
| 上益城郡御船町 | 46 | 47 | +1 |

2 児童福祉専門分科会

(1) 概要

① 目的

児童の福祉に関する事項の調査審議（主に、里親の認定登録）

② 直近の委員構成

委員数 8人（会長：永野 典詞 [九州ルーテル学院大学教授]）

(2) 活動状況

| 回数 | 諮問 | 答申 |
|-----------------------|---|-------------------|
| 平成30年度 第1回 | 平成30年10月29日 養育里親認定申請：5件 養子縁組里親認定申請：5件 | 平成30年10月31日 適当 |
| 平成30年度 第2回 (予定) | 平成31年3月20日(予定) | |

(3) 議論、検討等を行った事項の概要

| 調査審議項目 | 概要 |
|------------------------------|--|
| 養育里親認定申請:5件 養子縁組里親認定申請:5件 | 養育里親、養子縁組里親の認定を希望している者について、申請理由、養育方針、家庭内の状況等の情報を確認し、認定が適当かどうかについて検討を行った。 |

2-1 児童福祉専門分科会 審査部会

(1) 概要

① 目的

児童の措置等に関する事項の審議、
児童虐待による死亡事例等の検証 等

② 直近の委員構成

委員数 6人（部会長：松本 武士 [熊本県精神科協会理事]）

(2) 活動状況

| 回数 | 諮問 | 答申 |
|---------------|---|------------|
| 平成30年度 第1回 | 平成30年6月6日 児童虐待による死亡事例の検証：1件 (平成29年1月13日諮問) | 平成30年8月31日 |
| 第2回 | 平成30年7月25日 児童虐待による死亡事例の検証：1件 (平成29年1月13日諮問) | |

(3) 議論、検討等を行った事項の概要

| 回数 | 調査審議項目 | 概要 |
|-----|--------------------|-------------------------------------|
| 第1回 | 児童虐待による死亡事例 の検証 | 事例に関する「課題と再発防止策」について 検討を行った。 |
| 第2回 | 児童虐待による死亡事例 の検証 | 事例に関する「課題と再発防止策」について 最終的な検討を行った。 |

2-2 児童福祉専門分科会 保育所部会

(1) 概要

① 目的

保育所の設置認可に関する事項の審議

② 直近の委員構成

委員数 6人（部会長：永野 典詞 [九州ルーテル学院大学教授]）

(2) 活動状況

| 回数 | 諮問 | 答申 |
|--------|------------------------------------|--------------------|
| 平成29年度 | 平成30年3月6日 保育所設置認可申請：5件 | 平成30年3月6日 適当：5件 |
| 平成30年度 | 平成31年3月上旬（予定） 保育所設置認可申請：11件（予定） | |

(3) 議論、検討等を行った事項の概要

| 調査審議項目 | 概要 |
|--------------|---|
| 保育所設置認可申請:5件 | 保育所の新設(公立保育所の民営化を含む)の認可申請について、園舎面積、職員配置等が基準を満たしているか、当該認可による利用定員の変化が所在市町村の保育ニーズに応えるものとなっているか等を審査し、認可が適当かどうか検討を行った。 |

3 高齢者福祉専門分科会 保健福祉推進部会

(1) 概要

① 目的

熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画の推進、見直し等、
高齢者の福祉及び介護に関する事項の審議

② 直近の委員構成

委員数 21人（部会長：倉田 賀世 [熊本大学法学部教授]）

(2) 活動状況

| 回数 | 開催年月日 | 議題等 |
|---------------|-----------------------|---|
| 平成30年度 第1回 | 平成30年 10月5日 | <p><議題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「長寿・安心・くまもとプラン」（熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画）の平成29年度取組実績及び平成30年度取組状況について <p><報告></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の権利擁護について ・認知症サポーターアクティブチームについて ・高齢者のいきがい就労（生涯現役促進地域連携事業）の取組み ・介護人材確保対策について ・H30年度地域医療介護総合確保基金（介護分）について ・介護報酬改定に伴う県内の事業所の状況について ・在宅医療の取組み（在宅医療サポートセンターの設置）について ・高齢者の住まいに関すること |
| 第2回 (予定) | 平成31年 3月下旬 (予定) | <p><議題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「長寿・安心・くまもとプラン」（熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画）の進捗状況について |

(3) 議論、検討等を行った事項（主なもの）

| 調査審議事項 | 協議・質疑事項等 |
|-----------------------------|--|
| ① 第7期計画の個別の施策に関する こと | <ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議のあり方 ・認知症初期集中チーム 等 |
| ② 高齢者福祉に関する最近の動向 に関すること | <ul style="list-style-type: none"> ・外国人を含む介護人材の確保 ・介護ロボット、ICTの活用 等 |
| ③ H29年の改正介護保険法の施行 に関すること | <ul style="list-style-type: none"> ・介護医療院への転換に係る市町村の理解 等 |

4 身体障害者福祉専門分科会 審査部会

(1) 概要

① 目的

身体障害者の障害程度の審査等に関する事項の審議

ア 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定

イ 身体障害者手帳交付申請に係る障害程度の認定

ウ 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

② 直近の委員構成

委員数 11人（部会長：向山 政志 [熊本大学大学院生命科学研究部教授]）

(2) 活動状況

① 諮問及び答申年月日

| 回数 | 諮問 | 答申 |
|---------------|-------------|-------------|
| 平成29年度 第5回 | 平成30年1月23日 | 平成30年1月31日 |
| 第6回 | 平成30年3月20日 | 平成30年3月29日 |
| 平成30年度 第1回 | 平成30年5月11日 | 平成30年5月17日 |
| 第2回 | 平成30年7月20日 | 平成30年7月30日 |
| 第3回 | 平成30年9月11日 | 平成30年9月21日 |
| 第4回 | 平成30年11月20日 | 平成30年11月30日 |
| 第5回 | 平成31年1月16日 | 平成31年1月22日 |
| 第6回（予定） | 平成31年3月（予定） | 平成31年3月（予定） |

② 諮問及び答申事項（平成29年度第5回～平成30年度第5回分）

ア 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定

| 諮問 | 答申（単位：件） | | |
|----|----------|-----|----|
| | 適当 | 不適當 | 保留 |
| 31 | 30 | 0 | 1 |

イ 身体障害者手帳の障害認定の適否及び等級決定

| 諮問 | 答申（単位：件） | | | |
|----|----------|---------|-----|----|
| | 適当 | 等級変更が適当 | 不適當 | 保留 |
| 11 | 0 | 0 | 11 | 0 |

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

| 諮問 | 答申（単位：件） | | |
|----|----------|-----|----|
| | 適当 | 不適當 | 保留 |
| 88 | 88 | 0 | 0 |

(3) 議論、検討等を行った事項の概要

| 調査審議項目 | 審査・検討事項等 |
|--|---|
| ア 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定 | 身体障害者手帳交付申請に係る診断書を作成する医師を指定するにあたり、経歴等について審査を行った。 31件を諮問し、30件が「適当」、1件が「保留」とされた。 なお、「保留」とされたものについては、大学医学部等における専門的な臨床経験年数（5年）について疑義があり、追加確認が必要とされたものであり、次の審査部会で「適当」とされた。 |
| イ 身体障害者手帳の障害認定の適否及び等級決定 | 身体障害者手帳の障害認定の可否及び等級決定について、県の事務方では身体障害者認定基準に非該当と思われるもの及び判定困難なケースの審査を行った。 11件（聴覚障害3件、肢体不自由5件、じん臓機能障害1件、呼吸器障害2件）を諮問し、検査所見、データ等により、すべて身体障害者認定基準に該当しないと判定された。 |
| ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定 | 育成医療及び更生医療に係る医療機関を指定するにあたって、担当する医師の経歴や医療機関の設備等について審査を行った。 88件を諮問し、すべて「適当」とされた。 |